

石狩市告示第**67**号

石狩市の町の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

（この処分は、令和8年10月30日から効力が生じるものとする。）

令和8年9月4日

石狩市長 加 藤 龍 幸



石狩市の一部地域について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、町の区域を次のとおり変更する。

記

町の区域を変更するもの

町の名称	変更する町の区域の名称	変更する町の区域
緑苑台西2条1丁目	花川東	花川東の一部
緑苑台西2条2丁目	花川東	花川東の一部